

「労保連労働災害保険」の補償が

平成28年
8月1日(月)

以降契約分から

さらに手厚になりました!

「労保連労働災害保険」変更点のご案内



変更点
1

最大3,000日の補償にUP! — 保険加入口数の増加

POINT

保険加入できる口数が、最大2口(2,000日分)から最大3口(3,000日分)になります。

| Before | | After | |
|--------|-------------------------------|-------|--|
| 1口 | I型A・II型A・III型A | 1口 | I型A・II型A・III型A |
| | I型B・II型B・III型B | | I型B・II型B・III型B |
| 2口 | I型AとI型B、II型AとII型B、III型AとIII型B | 2口 | I型AとI型B、II型AとII型B、III型AとIII型B |
| | I型Bを2口、II型Bを2口、III型Bを2口 | | I型Bを2口、II型Bを2口、III型Bを2口 |
| — | — | 3口 | I型AとI型Bを2口、II型AとII型Bを2口、III型AとIII型Bを2口 |
| | — | | I型Bを3口、II型Bを3口、III型Bを3口 |

増加
しました!

※A型は死亡・障害・休業を補償し、B型は死亡・障害を補償します。

変更点
2

“脳・心臓疾患及び精神障害対象”の保険が新設(選択式)

POINT

従来では、対象外だった職業性疾病^(※1)のうち、脳・心臓疾患及び精神障害^(※2)に限り対象とする保険を新設しました。^(※3)

| Before | | After | |
|-------------|--|-------------------------------------|--|
| 1種類の保険のみ | | ①または②の2種類からどちらかを選択して加入 | |
| ① 職業性疾病は対象外 | | ① 職業性疾病は対象外(従来どおり) | |
| — | | ② 職業性疾病のうち、脳・心臓疾患及び精神障害については対象とする保険 | |

新設
しました!

※1: 労働基準法施行規則別表第1の2第8号および第9号の疾病、ならびに第8号および第9号以外の各号に列挙されている疾病のうち、被用者等が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明らかな疾病をいいます。

※2: 労働基準法施行規則別表第1の2第8号および第9号の疾病をいいます。

※3: 労災認定を受けていること、発症日が保険契約期間中であることなどの一定の条件があります。

変更点
3

保険料の割引率を拡大!



ご不明な点はお気軽にお問い合わせください!

POINT

長期にわたって継続加入いただいている無事故のみなさまのため、保険料の割引率を拡大しました。

拡大
しました!

| Before | After |
|--------|--------|
| 3 ~ 5% | 3 ~ 8% |

※保険料の割引は、保険金の請求がなく、支払保険料が10万円以上等の要件を満たした事業場が対象となります。

変更点
4

業種統合に伴う保険料率の改定

POINT

食料品製造業とたばこ等製造業の労災保険率が平成27年4月から統合されたこと、また、平成15年度以降木材伐出業とその他の林業の労災保険率が統合されていることから、国の業種区分に合わせて業種コード41と65を41に統合し、業種コード02と03の保険料率を同じ率に統合しました。

改定
しました!

| Before | After |
|--|--|
| 保険料率はⅢ型A | 保険料率はⅢ型A 脳・心臓疾患及び精神障害対象保険の保険料率 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・食料品製造業(コード65を除く。)(業種コード41) 保険料率1.427 ・たばこ等製造業(業種コード65) 保険料率0.637 | <ul style="list-style-type: none"> ・食料品製造業(業種コード41) 保険料率1.165 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・木材伐出業(業種コード02) 保険料率46.397 ・その他の林業(業種コード03) 保険料率10.563 | <ul style="list-style-type: none"> ・林業(業種コード02・03) 保険料率28.614 ※業種コード02・03は同じ保険料率になります。 |

変更点
5

下請事業担保特約に係る労務費率の改定

POINT

平成27年4月に労災保険の労務費率が改定されたことから、下請事業担保特約に係る下請特約労務費率を改定しました。

改定
しました!

| 下請特約労務費率表 | | | | |
|-----------|------------|-----------------------|-------------------------|-----|
| 事業の種類分類 | 事業の種類番号 | 事業の種類 | 下請事業(工事)の請負金額に乗ずる率(新費率) | |
| 建設事業 | 31 | 水力発電施設、ずい道等新設事業 | 23% | |
| | 32 | 道路新設事業 | 24% | |
| | 33 | 舗装工事 | 24% | |
| | 34 | 鉄道又は軌道新設事業 | 44% | |
| | 35 | 建築事業(既設建築物設備工事を除く。) | 23% | |
| | 36 | 機械装置の組立て 又はすえ付けの事業 | 組立て又は取付けに関するもの | 47% |
| | | | その他のもの | 23% |
| | 37 | その他の建設事業 | 36% | |
| 38 | 既設建築物設備工事業 | 23% | | |

※下請特約労務費率は、労災保険の請負金額の算出方法が消費税抜きに変更されたことに合わせて率を調整しています。

くわしくは、下記事務組合または全国労保連にご照会ください。

労働災害保険取扱事務組合

お問い合わせ先



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル

TEL. 03-3234-1481 FAX. 03-3234-8880

